

## 実習等に関するQ&A（病院向け）

**Q 1. 手術室を持たない病院や麻酔科専門医又は救急科専門医が居ない病院に勤務する救急救命士は、どこで実習を受ければよいですか？**

A 1. 当該救命士を雇用する病院において、手術室を有し認定要領に定める実習実施施設の基準を満たす他の病院に対して、実習受入れを依頼してください。消防機関に所属する救急救命士の実習を受け入れている病院の一覧を県ホームページに掲載していますので、実習施設選定の参考にしてください。

**Q 2. 自院で雇用する救急救命士の実習を他病院で受けさせる場合、実習にかかる事務手続きや費用はどうなりますか？**

A 2. 救急救命士を雇用する病院と実習を受け入れる病院との間で交渉のうえ、決定（契約）していただくことを想定しています。なお、救急救命士の実習に際しては、実習中に予期せぬ事故やトラブルが発生するおそれがあることから、実習生本人の安全確保及び実習受入医療機関の安心のため、熊本県メディカルコントロール協議会としては、傷害保険や賠償責任保険等への加入を強く推奨します。

**Q 3. ビデオ硬性挿管用喉頭鏡（以下「ビデオ喉頭鏡」という。）を用いた気管内チューブによる気道確保の「ビデオ喉頭鏡」は、具体的にどのようなものを指しますか。**

A 3. チューブ誘導機能を有する間接声門視認型硬性喉頭鏡（具体的な製品名：AirwayScope、Airtraqなど）を指します。直視下でも使用可能なビデオ喉頭鏡（例：McGRATHなど）は含みませんので、ご注意ください。

**Q 4. 気管挿管に係る実習において、ビデオ喉頭鏡は使っても差し支えないですか。**

A 4. 現在、医療現場では、McGRATH等を使用して気管挿管を実施しているケースが多いことを踏まえ、気管挿管に係る実習においても、直視下でも使用可能なビデオ喉頭鏡を用いて指導して差し支えありません。ただし、実習生は、直視下で、チューブ誘導機能を使用せずに、実習を行ってください。

**Q 5. 静脈路確保および輸液の「輸液」に使用できる輸液製剤は何ですか。**

A 5. 乳酸リンゲル液のみです。これ以外の輸液製剤を救急救命処置として投与した場合、法令に抵触する可能性がありますのでご注意ください。

**Q 6. 気管挿管等に係る実習内容の「1年以内」は、年度を跨いでも問題ないですか？**

A 6. 「1年以内」であれば年度を跨いでも差し支えありません。ただし、認定は年に1回（申請書提出期限：毎年度4月20日）ですのでご注意ください。

**Q 7. 認定の更新等は必要ですか？**

A 7. 認定の更新は不要です。ただし、気管挿管及びビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管については、認定を受けた日又は直近の当該特定行為を実施した日から起算して5年間当該行為を実施しなかった場合は、再教育の受講または認定取消願の提出が必要となります。再教育の詳細については、各認定要領の「8. 再教育等」をご参照ください。

**Q 8. 他都道府県メディカルコントロール協議会から気管挿管又はビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管に係る認定を受けた救急救命士が転入し、熊本県メディカルコントロール協議会の認定を受けたいのですが、申請日以前の5年間当該特定行為を実施していない場合、認定申請の前に再教育の受講は必要ですか？**

A 8. 各認定要領の8（2）に準じて、認定申請の前に再教育（改めて特定行為実習）を受講し、実習修了証明書及び実習記録一覧表の写しも添付して申請してください。なお、再教育の詳細については、各認定要領の「8. 再教育等」をご参照ください。